

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第1回幹事会)

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまより八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場第1回幹事会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます事務局、関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。クリップ止めをしておりますが、まず議事次第、幹事会の名簿、資料-1、資料-2、今後の治水対策のあり方について中間とりまとめとA3の資料-3でございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

あと、記者発表のときに会議の公開のあり方でもお知らせいたしましたが、カメラ撮りは冒頭のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして本日のご出席者のご紹介をいたします。

茨城県、榊企画部長様、進藤土木部長様。栃木県、県土整備部長代理で高瀬県土整備部次長様。群馬県、細野企画部長様、川瀧県土整備部長様。埼玉県、企画財政部長代理で小林土地水政策課長様、県土整備部長代理で高沢副部長様、企業局長の代理で関根水道担当部長様。続きまして千葉県でございます。総合企画部長代理で大竹総合企画部次長様、橋場県土整備部長様。東京都、河島技監兼都市整備局長様、村尾建設局長様、尾崎水道局長様。

続きまして事務局であります、河川部長の山田でございます。福渡広域水管理官、山本水災害予報企画官、室永河川計画課長。最後です。私、河川調査官の柿崎でございます。

本幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。

また、あわせて、職員によりまして記録映像撮影を行っておりますのでご了承ください。

取材及び別室での一般傍聴の皆様におかれましては、お配りしております注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが、退席いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長山田よりごあいさつ申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆様、おはようございます。関東地方整備局河川部長の山田でございます。

本日は、お忙しい中、八ッ場ダム建設事業の関係公共団体からなる検討の場 第1回幹事会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。前の前原国土交通大臣の1都5県の皆様と調整がつけば、早ければ9月中に検証に係る検討の場を立ち上げるという方針に沿いまして、1都5県の方々と調整をさせていただきました。皆様方の多大なご協力によりまして、去る9月27日、検証に係る検討の場を設立いたしました。また、本日、幹事会を開催することができました。本当にありがとうございました。

検証は、科学的な合理性と地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りながら、なおかつ地域の意向を十分に反映する措置をとりつつ検討を行っていきたい。また、そのように進めることとされているところでございます。

1都5県の皆様とは検討の場、あるいはこの幹事会におきましてお互いの立場を理解しつつ、検討の内容の認識を深めて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私も関東地方整備局といたしましても、地元の皆様方の不安を早期に解消するためにも、できるだけ迅速に予断なく検証を進めてまいり所存でございます。本日は、今後の進め方に関しましてご説明をさせていただく考えでございます。

最後になりましたけれども、構成員の方々の活発なご議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○河川調査官

まことに申しわけございません。カメラ撮りはここまでということにさせていただいておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

（カメラ退室）

○河川調査官

ありがとうございました。

◆規約について

○河川調査官

それでは、議事に入りたいと思います。お手元にお配りしております次第に従いまして説明をさせていただきます。

○河川計画課長

それでは、説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まず最初に、規約についてでございます。お手元に八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、規約をお配りしております。規約の確認につきましては、事前に各知事及び代表市区町村長のご了解をいただいているということでございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、本日、規約を一部改定する必要があるため、そのご説明を差し上げたいと思っております。クリップ止めしてあります肩番号、資料－１をごらんください。

去る９月２７日に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の第１２回が開催されまして、今後の治水のあり方についての中間とりまとめがまとめられております。その結果が有識者会議から大臣に報告されたということでございます。これに伴いまして、今回、この規約の中ではまだ案とさせていただいているところがございますけれども、この案が外れているということで、これに伴い規約の赤字の部分を改定したいと考えているところでございます。

なお、改定につきましてはもともと同様でございますので、各都県知事及び代表市区町村長の了解が必要であると考えておりますので、本日は変更点のご説明とさせていただきまして、後日、正式に文書にて変更内容を照会させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◆今後の検討の進め方について

○河川調査官

続きまして、今後の検討の進め方についてご説明いたします。

○河川計画課長

では、引き続きまして、今後の検討の進め方についてご説明を差し上げたいと思っております。お手元の資料の肩番号の２、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」という資料と、資料－３、「個別ダム検証の進め方等」をお手元に置いていただければと思います。全体の流れをあらわします、こちらの資料－３を横に置いていただきまして、資料－２をごらんいただければと思います。

今後の検討の進め方でございますけれども、本日までに資料－３にあります〔ア〕有識者会議「中間とりまとめ」の公表、〔イ〕ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定、〔ウ〕国土交通大臣による個別ダム検証に係る検討の指示をいただいているところでございます。〔エ〕でございますけれども、検討主体による個別ダムの検証に係る検討の部分にあたります、今後、関東地方整備局が検討主体として行う検証に係る検討内容についてご説明差し上げたいと思っております。

まず、個別ダム検証に係る検討の流れといたしましては〔オ〕でございますので、検証対象ダム事業等の点検というところでございます。この中身についてご説明差し上げます。

資料－２の１９ページをごらんください。こちらは第４章、検証対象ダム事業等の点検

というところでございます。

検証対象ダム事業等の点検につきましては、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理することが重要とされ、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細に検討を行うとされているところでございます。

なお、詳細に点検を行った結果、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等に変更がある場合には、その結果をもとに、以降検討される治水対策案の立案、評価地区ごとの評価、総合的な評価を行うこととなります。

以上が〔オ〕の検証対象ダム事業等の点検でございます。

その次でございますけれども、A3の資料-3でございますけれども、次に〔カ〕目的別の検討を行うことになっています。

なお、この目的別検討とは、治水、利水、流水の正常な機能の維持、発電等その他の目的の4項目について並行して検討することとなります。

では、まずは治水の検討内容についてご説明いたします。資料-2の20ページをごらんください。

個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策を立案するとされており、この複数の治水対策案の一つには、検証対象ダムを含む案とし、その他には検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成するとされているところでございます。複数の治水対策案の策定に当たっては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するとされております。

また、複数の治水対策案の策定に当たっては、従来は河道掘削でありますとか、引堤、遊水地といった河川を中心とした対策がよく用いられてきたところでございますけれども、これに加え流域を中心とした対策を含め、幅広い治水対策を検討することとされております。

具体的な検討すべき対策案でございますけれども、26の手法を参考に幅広い対策案を検討することとされております。

具体的には(1)ダム、(2)ダム再開発再編や操作ルールの見直し等のダムの有効活用、(3)遊水地(調節池)、(4)放水路(捷水路)、(5)河道の掘削、(6)引堤、(7)堤防のかさ上げ(モバイルレバーを含む)、(8)河道内の樹木の伐採、(9)決壊しない堤防、(10)決壊しづらい堤防、(11)高規格堤防、(12)排水機場、(13)雨水貯留施設、(14)雨水浸透施設、(15)遊水機能を有する土地の保全、(16)部分的に低い堤防の存置、(17)霞堤の存置、(18)輪中堤、(19)二線堤、(20)樹林帯等、(21)宅地のかさ上げ、ピロティ建築等、(22)土地利用規制、(23)水田等の保全、(24)森林の保全、(25)洪水の予測、情報の提供等、(26)水害保険等、これら26の手法を検討し、複数治水対策案を策定することにされております。

この複数の治水対策が策定された後でございますけれども、資料-3、A3の横表でございますが、〔ク〕の概略評価により治水対策案を抽出というところに入ります。こちらでございますけれども、明らかに不適当と考えられる対策案を棄却したり、同類の対策については代表化させるなど、治水対策案を2から5案に抽出するという作業でございます。

ここまで対策案の検討が行われた後、続いて〔ケ〕の治水対策案の評価軸ごとに評価に入ります。評価としては7つの評価軸を検討することとなります。資料-2の35ページからが説明になります。資料-2の35ページ、第7章、評価軸でございます。

こちらの評価軸でございますけれども、1つ目の評価軸として挙げられているものが安全度（被害軽減効果）でございます。具体的には河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか、段階的にどのように安全度が確保されていくのか（例えば5年後、10年後）、どの範囲でどのような効果が確保されていくのか（上下流や支川等における効果）という観点で検討してまいります。

また、評価軸の2つ目としてはコストが挙げられております。具体的には完成までに要する費用はどのくらいか、維持管理に要する費用はどのくらいか、その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどのくらいかという観点で検討いたします。

なお、コストの評価に当たりましては、実施中の事業については残事業費を基本として、ダム中止に伴って発生するコストや、社会的影響等を含め検討するとされているところでございます。

また、3つ目の評価軸でございますが、実現性でございます。具体には土地所有者等の協力の見通しはどうか、その他の関係者との調整の見通しはどうか、法制度上の観点から実現性が見通しはどうか、技術上の観点から実現性が見通しはどうかという観点で検討いたします。

また、4つ目の評価軸でございます。持続性です。こちらは具体には、将来にわたって持続可能といえるかという観点で検討いたします。

5つ目の評価軸としては柔軟性でございます。こちらは地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうかという視点で検討いたします。

6つ目の評価軸は地域社会への影響でございます。具体的には事業地及びその周辺への影響はどの程度か、地域振興に対してどのような効果があるか、地域間の利害の衡平への配慮がなされているかという観点で検討いたします。

最後、7つ目でございますけれども、環境への影響でございます。具体には水環境に対してどのような影響があるか、生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか、土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか、景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか、その他特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにするという、以上の7つの評価軸に基づき検討することになります。

以上が目的別水評価の治水でございますが、これと同様、並行いたしまして、目的別評価の2つ目として利水の検討がございます。資料-3の〔サ〕の新規利水の観点からの検討という部分になります。資料-2の45ページから利水の関係のご説明になります。

この中で、まず検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業の参画継続の意思、必要とする開発量は何トンかについて確認する。必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を要請するとともに、代替案が考えられないかという点についても要請する旨記載があります。これに基づきまして、後日、文書にてお願いをすることになりますが、ご

協力をどうぞよろしく願いいたします。

これらの回答等を踏まえ、検討主体は、必要確保量を確保することを基本としつつ、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づいて、可能な範囲で代替案を検討していくというところでございます。

その後、概略検討を行い、利水代替案を利水参画者等に提示し、意見をお聞きするというところでございます。

その後、利水対策案を評価軸ごとに検討し、利水対策案について総合的に検討するという手順になっているところでございます。

それでは、利水の具体的な検討すべき対策案についてでございます。全部で17の事項が掲げられているところでございます。資料-2の46ページをごらんください。

利水の対策案としましては、(1)ダム、(2)河口堰、(3)湖沼開発、(4)流況調整河川、(5)河道外貯留施設(貯水池)、(6)ダム再開発、(かさ上げ・掘削)、(7)他用途ダム容量の買い上げ、(8)水系間導水、(9)地下水取水、(10)ため池(取水後の貯留施設を含む。)、(11)海水淡水化、(12)水源林の保全、(13)ダム使用権等の振替、(14)既得水利の合理化・転用、(15)渇水調整の強化、(16)節水対策、(17)雨水・中水利用、以上の17の手法を検討いたしまして、複数の利水対策案を策定の後、概略評価により明らかに不相当と考えられる対策案を企画いたしましたり、同類の対策については代表化させるなど、利水対策案を2から5案に抽出するという流れでございます。

その後でございますけれども、先ほどの治水と同様、利水につきましても利水対策案の評価軸ごとの評価を行ってまいります。評価といたしましては、6つの評価軸により検討することとなります。資料-2の50ページをごらんください。

利水に関する評価軸についてでございますけれども、その1つ目の評価軸は目標でございます。具体には利水参画者に対し、開発量として何トン必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか。

2つ目は、段階的にどのように効果が確保されていくのか、どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか)、どのような水質の用水が得られるかという観点から検討を行います。

2つ目の評価軸としてはコストでございます。こちらは完成までに要する費用はどのくらいか、維持管理に要する費用はどのくらいか、その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどのくらいかという観点から検討を進めるとされております。

なお、コストに関しては、必要に応じて、直接的な費用だけでなく、関連して必要となる費用についても明らかにして評価する。例えば既に整備済みの利水専用施設を活用できるか確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや不要となる施設の処理に係るコストを見込むということが挙げられているところでございます。

また、3つ目の評価軸に関しましては実現性でございます。こちらは土地所有者等の協力の見通しはどうか、関係する河川使用者の同意の見通しはどうか、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか、その他の関係者との調整の見通しはどうか、事業期間はどの程度必要か、法制度上の観点から実現性の見通しはどうか、技術上の観点から実現性の見通しはどうかという観点から検討するとされております。

4つ目の評価軸でございますけれども、持続性でございます。具体的には、将来にわたって持続可能といえるかという観点で検討いたします。

また、5つ目の評価軸でございます。地域社会への影響。具体的には、事業地及びその周辺への影響はどの程度か、地域振興に対してどのような効果があるか、地域間の利害の衡平への配慮がなされているかという観点から検討を行います。

最後、6つ目の利水の評価軸でございます環境への影響です。具体的には、水環境に対してどのような影響があるか、地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか、生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか、土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか、景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか、CO₂排出負荷はどう変わるか、その他特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにするという、以上6つの評価軸により検討を行うこととされております。

ここまでが利水がございまして、引き続き目的別評価の3つ目の流水の正常な機能の維持についてでございます。資料-2の60ページをごらんください。

こちらは流水の正常な機能の維持については、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、利水代替案や利水評価軸を参考に検討を行いますとされているところでございます。

また、目的別評価の4つ目の発電等その他の目的については、目的を踏まえた評価を行うというふうにされているところでございます。

以上、検討が終わりました後、A3の資料-3にお戻りいただきまして、[コ]の目的別の総合評価を行うことになっております。こちらは資料-2の61ページからが説明になります。

この総合的な評価につきましては、まずは先ほどの4つの目的ごとの総合評価を行っていくということでございます。ここでは[オ]検証対象ダム事業等の点検により得られた結果に基づきまして、[キ]複数対策案の立案、[ケ]対策案の評価軸ごとに評価を行った結果を踏まえまして、治水、利水、流水の正常な機能維持、その他の4つの目的ごとの評価を行うとされているところでございます。

その際、今回の検証が厳しい財政事情を背景としていることにかんがみまして、コストを最も重視する、またコストと並んで重要な評価軸として安全度が考えられるということから、一定の安全度を確保することを基本として、コストを最も重視して検討を行うこととされているところでございます。

また、一定期間内に効果を発現するかなど時間的な観点から見た実現性の確認や、環境や地域への影響など、評価軸による評価結果についても総合的に検討するとされているところでございます。

この後、A3の資料-3の[セ]の検証対象ダムの総合的な評価が行われるということでございます。

なお、ここまでの検証に係る検討の過程では、主要な段階でパブリックコメントを行います。また、学識を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、利水関係者の意見を聴くこととされているところでございます。

このような手続を経た後、事業評価監視委員会の意見をお聴きした上で、[ソ] 対応方針(案)等の決定ということでございます。

ここまでが検討主体による個別ダムの検証に係る検討の実施内容ということでございます。

ちなみに、その後でございますけれども、A3の資料-3でございますけれども、[タ]の検討主体から本省への検討結果の報告、[チ]の有識者会議からの意見、国土交通大臣による判断という検証の流れになるということでございます。

以上、個別検証の進め方についてのご説明でございました。

○河川調査官

以上、本日私どもが用意した資料でございます。

◆討議

○河川調査官

これから討議に入りたいと思います。何かございましたら、挙手の上ご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

東京都さん、どうぞ。

○東京都建設局長

全国の個別ダムの検証の流れというのはわかるんですけども、1つ、特に八ッ場ダムについていえば、利根川水系ということで、その流域にある人的資源といいますか、人口なり資産、そこら辺の重要性というのは非常に高いと認識していると思うんです。そういう中を流れている川なんだと。もっと言えば、八ッ場はあと本体ダムだけしか残されていないという状態の中で、さらに今検討しようとしているということを十分認識して、安全度に対する重要性については十分認識した上で検討していただきたい。何が守られているダムなのか、何を守っている堤防なのか、何を守ろうとしている事業なのかというところを改めて考えていただきたい。そういう意味では、八ッ場ダムが今後果たそうとしている役割の大きさを検討の中でも十分認識しながら扱っていただきたいというふうに強く求めます。

○河川調査官

ありがとうございました。

皆様からご質問、ご意見を伺いまして、後ほど我々の方から回答させていただきたいと思っております。

○千葉県県土整備部長

千葉県でございます。

この検証に関しましては、これまで1都5県の知事が国土交通大臣に対しまして、一刻

も早く検証の結果を出すように既に申し入れを行っているところでございます。これからのスケジュールですけれども、いつぐらいまでに検証の結果を出そうと考えられているのかぜひお聞きしたいと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、ほかにもございますか。東京都さん、どうぞ。

○東京都都市整備局長

今日からこの検討の場が立ち上げられて、そして関東地方整備局さんのほうで実際に検証のための検討が行われる中で、その検討の過程で我々が検証に関する検討の中身をお聞かせいただいて、それでいろいろ我々のほうからの見解を述べさせてもらって、適切な検証が行われるようになっていくと。こういう構図のもとでこの検討の場がつけられている。

そもそも八ッ場ダムの必要性に関する検証が必要とされるようになったのは、我々は従来から国土交通省さんと関係1都5県が一緒になってこのダムの必要性を認識して、一緒になって完成させようということ而努力していたわけですが、それが昨年、中止という方向が打ち出され、そして事業がダム本体工事に入らないということで、ストップするような事態になっているわけです。そして、検証が必要だというふうに国交省さんがおっしゃるようになった。そういう意味でこの検証の必要性が出てきたのは、我々1都5県のほうからそれを積極的にやるべきだということでは決してなくて、ある面で国交省さんのそういう方針の変更に伴ってこの検証が必要になったわけですから、検証をやるのは国交省さん。この有識者会議の中間とりまとめに書いてあるように、それぞれのダムの事業主体である立場の方が検証を実際に行っていく。今回の八ッ場ダムについては、それは関東地方整備局さんであるということであって、決して1都5県がその検証の主体になるわけではない。そういう双方の立場があるということで認識しております。

冒頭、私が述べましたように、それぞれ置かれている立場の中で、この要綱の中にも書いてありますが、検討の場における進め方が規定されていることになっていると思います。そここのところは改めて、この要綱をつくる過程でいろいろ議論させていただきましたけれども、この検証自体を行うのは関東地方整備局さんであって、我々1都5県のサイドは検証の主体にはならないのだと。あくまでも検証の過程において関東地方整備局さんが進める検証の作業、内容をお聞かせいただきながら、先ほど冒頭の山田部長のあいさつにもありましたけれども、地元意向を反映するために1都5県はこういう場の中で見解を述べる、そういう機会をつくっていただいているんだと。この関係の再確認をもう一度ぜひさせていただきますと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。どうぞ。

すみません。発言する場合に所属とお名前をお願いいたします。

○東京都水道局長

東京都水道局長の尾崎でございます。検討主体が利水参画者の開発水量を評価するに当たって、次のことを考えていただきたいと思っています。

都市には水がないと衰退してしまうと。この危機感を持っております。このため都では平成9年、施設の長期構想の策定時から渇水に対する安全度の向上をお願いしております。ご存じのとおり、利根川、荒川水系の計画利水安全度は他水系の計画利水安全度10分の1に比べ5分の1と低い。そういう状況にあります。この水系の流域には、先ほど建設局長もお話ししましたが、東京都はもちろんですが、人口と資産が高度に集中していますので、少なくとも他水系並みの安全度、同程度は必要であると考えています。100年の大計で考えると、もっと高い安全度が必要ではないかと思っています。

また、世界の大都市はもっと高い安全度を持っております。近年の少雨傾向や将来の気候変動などの利水安全度を低下させる要因も十分配慮して、長期的な視点で検討することが重要であると思っています。

以上のことを十分踏まえて検討をお願いしたいと思っています。

○河川調査官

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○埼玉県企画財政部長代理

埼玉県の小林でございます。今回の検証をやるために、次の事項について確認いたします。

いつまでに検証結果が明らかにされるのかが1点目でございます。2点目として、現時点でもし明らかでなければ、それはいつごろになれば終了時期を明らかにできるのか。3点目。概略評価による治水対策案の抽出及び概略検討による利水対策案の抽出はおおむねいつごろまとまるのか。4点目。知事が意見を述べる機会はおおむねいつごろなのか。

以上でございます。

○河川調査官

どうぞ。

○埼玉県県土整備部長代理

同じく埼玉県の高沢でございます。

利根川は、過去にカスリーン台風の洪水でも本県を含めまして重大な被害をもたらしております。また、現在でも一旦決壊をすれば、首都圏に大きな被害が生じると思っています。また、本県につきましては、本県の東側の地域でございますが、利根川よりも低いところに人と資産が集中しております。このため、利根川の治水安全度は埼玉県にとりましても非常に大切でございますので、このようなことから適切な治水安全度を設定するように検討していただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。

ほかにございせんか。群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

群馬県の県土整備部長です。

全国に先駆けてダムの検証がスタートしているんですよね、具体的に。検証がスタートしていて、こういう組織が全国に先駆けてできたということは、今まで1都5県でお願いをしていましたから、群馬県として評価をしたいと思っています。

しかしながら、今ほど何県かから意見が出ていたように、いつ終わるのか全くわからないわけです。さっき説明がアイウエオ、カキクコケという形でありましたけれども、質問としてはまずどこまで今作業がきているんですか。具体的に、例えばオのどの部分がどうなっているのかとか、そういうことをぜひ。我々も地元で説明をしたいなと思っておりますものですから、今日じゃなくてもいいのかもしれないけれども、教えていただきたいと思うし、そうなると、例えば年度末までにはどこまでいけます、最後はどこまでいけますという一種の目標をぜひ提示いただきたいと思います。この八ッ場ダムの問題というのは土木工学の問題というよりは、住民の立場でいえば、基本的人権とか生存権の問題になっているんです。そういう意味ではなるべく早くそういう目標を、特に水没者の皆さんにぜひお示しをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点。先ほどいろいろ説明の中でいろいろな代替案の話、あるいは評価軸の話もしていただきました。さっきのこの中間とりまとめは、短期間でよくできていると思います、大学の先生方が。ただ、どうもお聞きしていると、これからダムをつくるための検証をするとどうしても聞こえてしまうわけでありまして、八ッ場ダムの場合は、先ほどどなたかおっしゃっていたように、ほとんどできているんです。

ダム本体とダム本体以外という分け方をよくされていますけれども、はっきり言って、ダム本体というのはゼネコンさんにお願ひしたら、ほうっておいてもできるわけで、ダム本体以外の部分がダム事業のほとんどなんです。それはほぼ終わっていますから、完了が間近な段階になっている事業なんです。それも私が言うまでもないと思いますけども。そういうダム事業をこれから検証するにはどうもなじまないのかなという気がしますから、ぜひ八ッ場ダムの検証の仕方という、私は今日そういうご提示があると思っていたんですけども、一般論ではなくて、八ッ場ダムをどうするんだという検証の仕方も提示していただけたらばよかったのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部長

茨城県の土木部長の進藤でございます。

一般的に社会資本整備には多大な時間を要するわけで、八ッ場も計画から今までに相当の期間を要しているということで、公共施設を整備する上では時間が非常に大きな資源だと考えております。一定の対策がとられないということは、すなわち住民の一定の安全度が確保されないということになっておりますので、なるべく早く結論を出して、速やかに対策を講じていただきたいということで、そういう意味で先ほど来この検討の場のスケジュールの話もございましたけれども、検討の結果をなるべく速やかに出すようにというのが1点と、先ほど来ございましたように、国土交通省さんの方針の転換があったということなので、そういうものがどういうふうにしてそうなったのかということが、具体的にきちっと説明責任が果たされるように、データあるいはわかりやすさに留意して、説明責任を果たしていただきたいと思います。

以上、要望2点でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

群馬県さん、お願いします。

○群馬県企画部長

群馬県の企画部長ですけれども、利水の関係でお願いですけれども、利水というのはさまざまな目的で地域の安定、発展のための水供給の責任を負いながら、事業者でいいますと、群馬県でいいますと企業局だとか、市町村がやっているわけですけれども、濁水とか、水質汚染とか、リスクに備えるためにしっかりと自治体で責任を持ってこれまで取り組んできましたので、まさに自治そのものだと思います。その辺を踏まえて、しっかり検討をお願いしたいと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。

先に栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県でございます。ほとんどが治水関係でお世話になっておりますが、ほかの県から出ておりますように、1つは治水安全度が今の整備計画相当ということで検討されるということですが、それと今のダム計画が持っている治水安全度を考えられていると思いますけれども、その説明をうまくできるように検証をお願いできればと思っております。そのほかは、ほかの県が言われたように、できるだけ八ッ場の検証の仕方をお示しいただいて、スケジュールを早めていただきたいという要望でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、茨城県さん、お願いします。

○茨城県企画部長

冒頭の河川部長のあいさつの確認をさせていただきたいと思っております。河川部長の冒頭のあいさつでは、予断なく検証するんだというお話がございました。中止の方針をもってこの検証作業に当たるのではなく、予断なく検証される点について確認をさせていただきたいと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。

さて、皆様方から一通りご意見、ご質問いただきましたので、事務局のほうから回答させていただきます。

○広域水管理官

事務局のほうから、皆様のご意見に対してお答えできるところは答えさせていただきたいと思っております。いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、治水の目標の安全度に関することとございますけれども、埼玉県さんのほうからカスリーンのお話とかございました。利根川における昭和22年のカスリーン台風における被害の甚大さとか、そういうものについては十分我々も承知しているものでございますし、当然、東京都さんがおっしゃられたとおり、首都圏で一度決壊すると、非常に甚大な被害になるということも十分認識しているところでございます。

安全度のお話につきましては、お手元の間とりまとめの第2章の2、14ページですけれども、(11)のところで「目的別の総合評価に当たって、一定の『安全度』を確保することを基本として、『コスト』を最も重視する」ということになってございまして、一定の安全度は確保するということが基本ということと、それから後ろの20ページでございまして、第5章の5行目のところで、利根川はまだ河川整備計画を策定してございませぬので、「河川整備計画が策定されていない水系においては」というところからですけれども、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定し、河川整備計画案で想定している目標と同程度の目標ということで、複数の代替案を立案していくということになるかと思っております。

このように八ッ場ダムにつきましても、基本的にこの間とりまとめに沿った形で検討を進めていきたいと考えてございます。

あわせて、利水のお話、安全度のお話もございました。ここにつきましては冒頭ご説明したところですが、まず利水参画者に対して必要な開発量を確認した上で、その量を確保することを基本として、複数の代替案は策定されていくものでございます。今回の検証につきましては、水資源開発基本計画の対策に対して検証していくわけではございませぬので、あくまでも利水参画者に対してダム事業への参画継続の意思があるかどうかとか、開発量は何トン必要なのかということをお聞きして、それに応じて代替案を検討していく

ことになってございます。

スケジュールでございますけれども、今回の検証が新たな評価軸に沿ったさまざまな技術的な検討を加えていくのに加えまして、先ほど第3章のところでもありましたけれども、地域の住民等への意見聴取を行うことも含めて、かつて実施したことのない新しい取り組みの中で検証を行っていくということでございまして、実際に検証が動いていく中でないと、具体的な目標時期とか、スケジュールをお示しすることはなかなか困難かなと考えてございます。大臣も述べられているように、地元の方々の不安を早期に解消するためにも、迅速に予断を持たずに検証の検討を進めていくという考えに沿って検証を進めていく中で、1都5県と共通認識の持てる時期やスケジュールをできるだけ早くご提示できるように努力していきたいと考えてございます。

埼玉県さんとかからもご質問がありましたけれども、知事さんが出られる検討の場の開催でございますけれども、今後、精力的にこの幹事会を開催させていただきまして、検討の内容を深めていき、適切な時期に知事にご出席いただく検討の場を開催していきたいと考えてございます。

それから、東京都さんからご指摘のありました検討の場の立場でございますけれども、ここにつきましてはお手元の間とりまとめの16ページの3ポツ、2のところに検討主体がございまして、ここに実際に検討する主体としては関東地方整備局、実際に大臣からご指示がございましたけれども、行っていくものでございます。

規約にございますけれども、規約の第3条に検討主体として行っていくべきものを書かさせていただいておりますけれども、検討の場におきましても、第4条3項の後半に検討主体は検討主体の行う検討内容の説明をまず行うと明記して、定義しております。4項におきましては、「検討の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる」ということで、ご指摘されているところについては規約でも明記してございます。

予断なく検証するということでございますけれども、先般、馬淵大臣からも会見の中で、検証は科学的な合理性や地域間の利害の公平性、透明性の確保、これらを図って地域の意向を十分反映しながら、予断を持たずに検証を進めてまいりたい。八ッ場ダムに関しましては、地元の方々の不安を早期に解消するためにも、できるだけ迅速に予断を持たずに検証の検討を進めていきたいと発言されてございます。関東地方整備局としましても、間とりまとめに沿った形で予断を持たずに検証していくことを考えてございます。

○河川調査官

皆様からいただいたご質問、ご意見に対する回答ということで、ひとまずよろしいでしょうか。どうぞ。

○東京都水道局長

ただいま利水安全度に対する回答があったんですが、利水安全度が5分の1のベースで始まったのと、10分の1のベースで始まったのでは、そもそも確保される水量が変わってくるし、それをもとにした、水道でいえば給水安定性が変わってくるわけです。それだと、どうしても合理性がないんです。ということで、検証の仕方が私から見れば不十分で

あると思うので、今のご意見をさらに再考してほしいなと要望しておきます。

○河川部長

最初のごあいさつでも申し上げましたけれども、この場というのはお互いの立場を理解しながら、検討の中身を深めていく場であるので、いろいろな皆さん方のそういう立場とかいうものも鑑みながら、これから検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河川調査官

千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長

千葉県でございます。スケジュールについて、改めて強く申し入れをさせていただきたいと思えます。

先ほどのお答えで、今日の段階ではスケジュールに対する説明、見通しは困難ということでございますけれども、今後、検証作業を進めていく中で、スケジュール、検証作業についても十分に検討していただいて、早期に1都5県に対して見通しを示していただけるようにぜひお願いしたいと思えます。

○河川調査官

東京都さん、お願いします。

○東京都都市整備局長

東京都の都市整備局長ですが、スケジュールの話は今非常に最大関心事でございますので、各県から早くやってほしいという思いのもとから質問が出ていて、それに対するお答えは、大臣のご発言を踏襲するようなことでのお話であったかなという感じがするんですけども、今の段階ではまだまだわからないから、やりながら見通しをつけてというお話なんですけれども、大臣発言の中で地元の不安をできるだけ早く除くためにということからも、そのお答えだけでは無理なんじゃないかなと。

進めていって、状況を見てスケジュール、見通しを立てて、終わらせる目標時期を立てますということでは全然不安は除けないわけで、今日は1都5県の幹事会ということで、地元の2つの町の方は来てないわけですけども、我々1都5県の立場、都県の立場でのお話とは別に、群馬県さんは地元ということであるわけですけども、この八ッ場ダムを建設するについて、ダムサイトの地元の皆さんには大変大きな生活の変更、生活の転換を伴う事業であるので、お願いをしながらご協力いただいて、今日まできているわけでございまして、我々はそれぞれの都民、県民に対するこのダムの必要性があるがゆえに一緒に今まで仕事をし、そして負担金も出しながら事業を進めてきた。

そういう立場から、都民、県民全体の利益を早く実現させるために猶予ならないと。今まで出したお金がむだになるとか、時間がかかることによって早期に効果を発現させるこ

とが我々の義務であるにもかかわらず、それが実現できないという、それがあつてはならないということで我々は発言をしますけれども、同時にご協力をいただいている、苦渋の決断というふうにおっしゃっておられましたけれども、そういう大変な思いをしてご協力をいただいている地元の皆さんの不安を取り除くということも、我々としても思いをいたさなきゃいけないことだと思うんです。そういう面でぜひ一刻も早くスケジュール、見通しを今以上に、今日のご回答では私は不十分であると思いますので、一刻も早くその見通しを得られるような形にさせていただきたいということを強くお願いします。

○河川部長

先ほど私も申し上げましたけれども、ご指摘がありましたように、地元の方々の不安を早期に解決すると。そういった面で、我々もできるだけ迅速に検証に係る検討をしなきゃいけないと思っております。私どもは検証を進める中で、皆さん方1都5県と共通認識の持てる時期とか、スケジュールをできるだけ早くお示しできるようにしたいと思っておりますので、どうぞそのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

○河川調査官

よろしいでしょうか。ほかにご発言ございますでしょうか。
群馬県さん。

○群馬県県土整備部長

今後の予定というのはどんな感じなんですか。この後、説明があるんですか。

○河川調査官

それでは、ご説明いたします。

○広域水管理官

今後の予定でございますけれども、現段階ではまだ未定になってございますけれども、今後、皆様と日程の調整をさせていただいて、できるだけ早く開催していきたいと考えてございます。

○群馬県県土整備部長

それは予定じゃないですよ。具体的に、例えばいつごろこの幹事会をやる予定なのか、あるいは幹事会の上の知事さんの入る会がありますよね。それをどのくらいの目途でやろうと思っているのか。いろいろな調整があるから、そのとおりにならないのかもしれないかもしれませんが、目途ぐらい示していただかないと我々も議論ができないんです。2年間かけてやるのか、半年でやるのか、1カ月でやるのかによって全然違いますので、そういう目途だけでも早く示してもらいたいと思うんですけど。

○河川部長

できるだけ早く迅速にやるという方針に変わりはありません。早急に次の検討を進めたいと思っておりますので、そのあたりはまた調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○群馬県県土整備部長

理解できません。言ってもだめみたいですね。

◆閉会

○河川調査官

そろそろ予定した時間も終わりに近づいてきておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、貴重なご討議ありがとうございました。予定した時間となりましたので、これもちまして本日の幹事会を閉会とさせていただきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —